

和歌山県監査公表第16号

令和8年2月17日付け監査報告第21号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月22日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和8年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 複写機（複合機）賃貸借契約について、支出予定総額が80万円を超えるにもかかわらず、オープンカウンターで処理している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 備品の管理において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 不用品処分調書による決定をしていなかった事例</p> <p>イ 備品の現在高と現物との照合を行った結果、現物確認できない備品があった事例</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）及び和歌山県役務の提供等の契約に係るオープンカウンターの取扱基準等に基づき適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 備品の管理について、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき適正な物品管理を行うよう、職員に周知徹底するとともに、次のように事務の適正化を図った。</p> <p>ア 不用品処分調書による決定をしていなかった備品について、経緯等を確認の上、適正に事務処理を完了した。</p> <p>イ 相違が確認された備品について、経緯等を確認の上、適正に事務処理を完了した。</p>

2 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和8年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 不法に占用されている河川敷地について、不法占用者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。</p> <p>(2) 不法に占用されている廃川敷地について、適正に対処されたい。</p> <p>(3) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 不法に占用されている河川敷地について、不法占用者に対する撤去指導を行っており、土地の払下げの意向があるものについては、払下げを視野に入れた対応を進めている。また、不法占用者の特定ができていないものについては、引き続き、特定に努めるとともに、特定ができた箇所から不法占用の解消に向けた指導を行っていく。なお、一部、不法占用者の特定ができないものについては、不法占用物件の撤去を行っている。今後も引き続き、新たな不法占用が起らないよう河川巡視を行っていく。</p> <p>(2) 不法に占用されている廃川敷地について、経緯を調査するとともに、関係機関と払下げを前提とした処理を進める方向で協議を行っている。</p> <p>(3) 課長会議において交通安全を徹底するよう指導するとともに、全職員に対して交通法令の遵守、かもしれないの危険予測運転の励行について、各課単位で課員へ指導するよう指示を行った。</p> <p>また、朝礼時に安全運転7則を復唱し、安全意識の向上に努めている。</p>

3 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和8年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 令和5年度分の消費税及び地方消費税の確定申告について、法定申告期限までに申告書を提出しなかったため、無申告加算税及び延滞税が発生していたので、今後は、このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 事務引継ぎを事務所全体で確認するなど、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）等に基づき、行政財産使用許可の変更を行った上で、使用料の不足分を収納した。 また、今後、このようなことのないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 建築基準法第12条点検及び消防法第17条点検で指摘された不適合箇所については、順次改善を予定している。</p>

4 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 令和8年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>後退時等に十分な安全確認を行う等の交通事故防止研修を行い、交通法規遵守及び安全運転の徹底に努めている。</p>